

5 てあて ねんきん じよせい げんめん しえん 手当・年金・助成・減免・支援サービスなど

1. てあて 1. 手当について

(1) とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当

【内 容】

20歳以上の在宅の重度障害のある人で常時特別の介護を要する状態の人に対し、手当が支給されます。(診断書の内容、所得により制限あり)

【対 象 者】

20歳以上の在宅の重度障害のある人(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳最重度(A1)の障害が重複している人など)

【支 給 額】

月額 27,980円

※令和5年4月1日現在の額です。

※支給月は5月・8月・11月・2月です。

《申請に必要なもの》

認定請求書、所得状況届、診断書、承諾書(課税状況閲覧)、マイナンバーにかかわる書類(詳細は1ページ参照)

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(2) しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当

【内 容】

20歳未満の在宅の重度心身障害のある児童で、日常生活が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、手当が支給されます。(診断書の内容、所得により制限あり)

【対 象 者】

20歳未満の在宅の重度心身障害児(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳最重度(A1)の人など)

【支 給 額】

月額 15,220円

※令和5年4月1日現在の額です。

※支給月は5月・8月・11月・2月です。

《申請に必要なもの》

認定請求書、所得状況届、診断書、承諾書(課税状況閲覧)、マイナンバーにかかわる書類(詳細は1ページ参照)

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(3) 特別児童扶養手当

【内 容】

在宅で20歳未満のおおむね中程度以上の心身障害児を養育している人に対し、手当が支給されます。(診断書の内容、所得により制限あり)

【対 象 者】

在宅で20歳未満の中程度以上の心身障害児を養育している人

【支 給 額】

1級：月額 53,700円 2級：月額 35,760円

※令和5年4月1日現在の額です。

※支給月は4月・8月・12月です。

《申請に必要なもの》

認定請求書、診断書、戸籍謄本、マイナンバーにかかわる書類(詳細は1ページ参照)、その他

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(4) 児童扶養手当

【内 容】

父母の離婚などにより、ひとり親家庭として児童を養育している人や、父親または母親が重度の障害の状態にある児童のもう一方の父親または母親に対して、この手当は支給されます。(診断書の内容、年金等の受給の状況や所得により制限あり)

【対 象 者】

児童を養育している父親・母親もしくは養育者

※対象者の詳細はこども家庭相談課にお問い合わせください。

【支 給 額】

全部支給：月額 44,140円

一部支給：月額 10,410～44,130円 (所得により異なります)

※令和5年4月1日現在の額です。

※支給月は5月・7月・9月・11月・1月・3月(奇数月)です。

問い合わせ： こども家庭相談課 電話582-1137 FAX582-1138

2. 年金について

(1) 障害基礎年金（国民年金）

次の条件のすべてに該当する人が受給できます。

- 1 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - 国民年金加入期間
 - 20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる人のみ）の年金未加入期間
※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。
- 2 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日または20歳に達したときに、国民年金法施行令に定められた1級または2級の状態になっていること。
- 3 保険料の納付要件を満たしていること。20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

【年金額】

1級障害：67歳以下 993,750円/年 68歳以上 990,750円/年
2級障害：67歳以下 795,000円/年 68歳以上 792,600円/年

※令和5年4月1日現在の額です。

※支給月は4月・6月・8月・10月・12月・2月（偶数月）です。

障害基礎年金を受給されている方は、障害年金生活者支援給付金が支給されます。前年の所得が4,721,000円以下であることが要件です。（変更の可能性あります。）

【年金額】

1級障害：6,425円/月
2級障害：5,140円/月

※令和5年4月1日現在の額です。

※支給制限があります。また子どもがいる場合などは加算の対象になることがあります。

問合せ： 国保年金課 電話582-1120 FAX582-1138

(2) 障害厚生年金（厚生年金）

厚生年金保険の被保険者期間中に、初診日のある病気やけがによって定められた障害状態に該当する20歳以上の人に、障害基礎年金（国民年金）に上乗せする形で支給されます。また、障害基礎年金に該当しない程度の障害であっても、障害厚生年金の障害等級表に該当する時は、独自給付として3級の障害厚生年金または障害手当金（一時金）が支給されます。

【対象者】

- 1～2級は、障害基礎年金の障害等級表により判定されます。
- 3級、障害手当金は、政令で定める障害厚生年金独自に等級表により判定

【年金額】

受給者の平均報酬や被保険者期間に応じて算定

※配偶者がいる場合、加算の対象となることがあります。

問合せ：草津年金事務所 電話567-2220 FAX 562-9638

(3) その他の年金

初診日に加入していた年金の種類により、受け取る年金の種類・等級の範囲・対象等が違いますので、詳しくはそれぞれの年金担当窓口でお問合せください。

問合せ：草津年金事務所 電話567-2220 など各担当事業所までお問合せください

(4) 心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

加入対象者

- ① 知的障害のある人
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害のある人
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある人(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる人

申請窓口

滋賀県手をつなぐ育成会
滋賀県身体障害者福祉協会

電話・FAX 523-3052

電話565-4832 FAX564-7641

(5) 生活福祉資金(貸付制度)

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などに、それぞれの状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術などの習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用などの貸付けを行います。

※返済の必要があります。

問合せ：守山市社会福祉協議会 電話583-2923 FAX582-1615

(6) 地域福祉権利擁護事業

自分ひとりで契約などの判断をするには不安がある、日常生活に必要な支払いができないことがある、といったことでお困りの人に対し、①福祉サービスの利用手続き、②日常的なお金の出し入れ、③大切なもののお預かりなどのお手伝いをします。知的障害、精神障害などで、判断能力に不安のある人が対象となります。診断や手帳がなくても構いません。お困りの人はお気軽にご相談ください。

※サービスには利用料がかかります。(減免制度あり)

問い合わせ : 守山市社会福祉協議会 電話583-2923 FAX582-1615

3. 助成について

(1) 在宅重度障害者住宅改造費の助成

- 重度身体障害のある人(児童)が日常生活を快適に過ごせるよう、既存の便所・風呂などを特別に改造する場合、その改造に必要な経費の一部を助成します。
- 改造前に必ずご相談ください。改造後は助成できません。
- 介護保険制度の対象者は、介護保険の住宅改修費助成が優先します。
- 新築は助成の対象になりません。
- 介護保険による住宅改修の助成を受けた場合や日常生活用具の住宅改修の給付を受けた場合は、その金額を対象経費から差し引きます。(差し引く金額の限度は、200,000円)

【対象者】 ※所得により助成対象に制限があります

- ① 身体障害者手帳が肢体不自由または視覚障害の障害等級が1・2級の人
- ② 療育手帳A1、A2の人
- ③ 上記の①②の者が共同住宅に住んでいる場合はその設置者

【助成額】

対象経費の1/2以内(限度額 350,000円)

【助成対象経費】

対象経費上限 700,000円。

【申請書類】

障害者手帳、改造部分の図面、見積書、改造前の写真

問い合わせ : 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(2) 身体障害者自動車改造費の助成

重度身体障害のある人(児童)が新たに使用する自動車の改造に必要な経費の一部を助成します。改造前に必ずご相談ください。改造後は助成できません。

【対象者】 ※ 所得により助成対象に制限があります。

① 本人運転

肢体不自由(上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性上肢機能障害、脳原性移動機能障害)における障害程度が1・2級の人で、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造する必要のある人

② 介護者運転

下肢機能障害または体幹機能障害または脳原性移動機能障害における障害程度が1・2級の人で、通学・通院などのために自らまたは生計同一者が所有する自動車に車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置(移動介護用特別仕様車の購入も含む)を装着・改造する必要のある人

【助成額】

改造に要した経費 ①限度額100,000円 ②限度額75,000円

【申請書類】

身体障害者手帳、運転免許証(写条件付)、見積書、改造のわかる書類(カタログなど)、承諾書(課税状況閲覧)

問合せ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(3) 身体障害者自動車操作訓練費の助成

身体障害のある人が運転免許取得のため、教習所において訓練を受ける場合、その一部を助成します。事前に必ずご相談ください。教習開始後は助成できません。

【対象者】

① 身体障害者手帳1～4級の人

② ①以外で肢体不自由の障害のため、運転するのに自動車を改造する必要のある人

【助成額】

必要経費の2/3以内(限度額100,000円)

【申請書類】

障害者手帳

問合せ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(4) 福祉タクシー運賃の助成

● 重度心身障害のある人(児童)の自主的な社会参加への促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

● 自家用自動車燃料費(ガソリン)の助成と併用はできません。

● 紛失時の再発行はできません。転出、死亡、等級変更等の際は必ずご返却ください。

● 年度途中で、自家用自動車燃料費(ガソリン)と交換はできません。

対象者 身体障害者手帳1・2級の人

療育手帳Aの人
精神障害者保健福祉手帳1級の人

助成券 500円券を1ヵ月2枚とし、申請月から年度末までの月数を乗じた枚数を交付します。(4月末日までに申請の場合、25枚を交付)

※ 腎臓機能障害で通院による人工血液透析法を受けている人は一月4枚を交付します。(4月申請の場合は50枚)

利用方法 助成券に記載された月分ごとに利用してください。利用は、1回の乗車につき、1枚(500円分)です。※守山市が指定する事業所で利用できます。

有効期限 助成券の月分が過ぎた券は、年度末(3月31日)まで有効。

申請書類 障害者手帳

(5) 自家用自動車燃料費(ガソリン)の助成

● 重度心身障害のある人(児童)の自主的な社会参加への促進を図るため、自動車燃料費の一部を助成します。

● 福祉タクシー運賃の助成と併用はできません。

● 年度途中で福祉タクシー運賃と交換はできません。

● 紛失時の再発行はできません。転出、死亡、等級変更等の際は必ずご返却ください。

対象者 ① 自ら自動車を所有・運転し、自動車税の減免を受けている、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人

② 生計同一者の運転で乗車し、自動車税の減免を受けている、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人

助成券 500円券を1ヵ月2枚とし、申請月から年度末までの月数を乗じた枚数を交付します。(ただし、4月末日までに申請の場合、25枚を交付)

利用方法 助成券に記載された月分ごとに利用してください。利用は1回の給油につき、2枚(1,000円分)を限度として利用できます。

※守山市が指定する事業所で利用できます。

有効期限 助成券の月分が過ぎた券は、年度末(3月31日)まで有効。

申請書類 障害者手帳

(6) 紙おむつ費用の助成

- 在宅で紙おむつの必要な障害のある人（児童）に紙おむつ購入費の一部を助成します。
- 「在宅」にはグループホームを含みます。施設に入所している場合や入院中は支給できません。

- 紛失時の再発行はできません。死亡、転出、等級変更等の場合はご返却ください。

対象者 次に該当する常時おむつが必要な人

- ・申請時において満3歳以上から65歳未満の身体障害者手帳1・2級の人
- ・申請時において満3歳以上から65歳未満の療育手帳Aの人

助成券 1カ月に2,000円券2枚とし、申請月から年度末までの月数を乗じた枚数を交付します。

利用方法 助成券に記載された月分ごとに利用してください。利用は1回の購入につき2枚（4,000円分）までです。※守山市が指定する事業所で利用できます。

申請書類 障害者手帳

※新年度分の助成券（福祉タクシー運賃・自家用自動車燃料費（ガソリン）・紙おむつ費用等）について、前年度に申請された種類の助成券を、新年度に送付しますので、同封の申請書に必要事項を記入のうえ、期限内に返信してください。申請書の返信がない場合、次年度の助成券の送付は行いません。

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(7) 点字新聞の購読助成

視覚障害のある人を対象に社会情報の取得・社会参加の促進を目的として新聞社が発行する点字新聞の購読に対して購読料の一部を助成します。

対象者 身体障害者手帳を所持する視覚障害のある人

助成額 1年度・1世帯につき、助成の対象となる点字新聞購読料のうち6,000円を超える額で14,000円を限度。

申請書類 障害者手帳、購読証明

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(8) 精神障害者通所施設等への通所交通費の補助

精神障害者の自立、社会参加および社会復帰を促進するため、通所に係る公共交通機関の交通費の一部を助成します。

対象者 精神障害者保健福祉手帳、または自立支援医療（精神通院医療）受給者証がある人

補助対象経費 守山市内に居住する人が鉄道、バス等の公共交通機関を利用して施設等へ通所する場合に実際に負担した交通費で、1カ月4,000円以上のもの。

補助金の額 経費の2分の1。ただし、1カ月につき10,000円を限度とする。

※年3回申請

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

4 税の控除について

(1) 自動車税（環境性能割・種別割）

下記の表に該当する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある人で、1人1台が対象となります。

《対象となる障害》

障害の区分	身体障害のある本人が 運転する場合	家族が運転する場合 (生計同一証明書等が必要)
	身体障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
視覚障害	1・2・3・4級	1・2・3・4級
聴覚障害	2・3級	2・3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級（喉頭摘出のみ）	
上肢不自由	1・2級	1・2級
下肢不自由	1・2・3・4・5・6級	1・2・3級
体幹不自由	1・2・3・5級	1・2・3級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう または直腸・小腸機能障害	1・3級	1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1・2・3級	1・2・3級
肝臓機能障害	1・2・3級	1・2・3級
知的障害	療育手帳に記載された障害の程度が「A1」「A2」の人	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人	

げんめんたいしょう じどうしゃ
 ≪減免対象となる自動車≫

うんてんしゃ 運転者	げんめん う じどうしゃ 減免が受けられる自動車
しんたいしょうがいしゃなどほんにん 身体障害者等本人	しょうがいしゃ ほんにんめいぎ じどうしゃ 障害者ご本人名義の自動車※1で、もっぱら当該障害者の ひと うんてん じどうしゃ 人が運転する自動車
せいけい いっ かつ 生計を一にする方※2	しょうがいしゃ ほんにんめいぎ じどうしゃ 障害者ご本人名義の自動車※1で、もっぱら当該障害者の ひと つうがく つういん つうしょ なりわい しよう じどうしゃ 人の通学、通院、通所、生業のために使用される自動車 (ただし、18歳未満の身体障害者※3、精神障害者または ちてきしょうがいしゃ ひと ばあい せいけいどういつしゃめいぎ じどうしゃ 知的障害者の人の場合、生計同一者名義の自動車であっても か) 可)

- ※1 「障害者ご本人名義の自動車」とは、自動車検査証の所有者欄に障害者の人本人の氏名が記載されている自動車です。ただし、割賦販売契約による所有権留付自動車の場合は、自動車検査証の使用人欄に障害者ご本人の氏名が記載されている自動車です。
- ※2 「生計を一にする人」とは、身体障害者等と一般的に生活をともにしている親族をいいます。
- ※3 18歳未満の身体障害者の人については、満18歳になった時点で、障害者本人に名義変更していただく必要があります。

じどうしゃぜい しゅべつわり げんめんしんせい てつづ
 ≪自動車税(種別割)の減免申請の手続き≫

自動車税種別割の減免申請は毎年ごとに必要ですが、既に減免を受けている自動車を引き続き同じ目的で使用される場合は年度当初にご照会する「現況報告書」(往復はがき)の報告により継続して減免を受けることができます。

すでに減免を受けている自動車を乗り換えられる場合には、新たな車の減免申請時に前の減免車が抹消(廃車)登録または移転(名義変更)登録が済んでいる証明(車検証等)が必要です。この場合、前の減免車が移転登録によって名義変更されているときは、前の減免車について新たな車の登録の翌月分から自動車税種別割の課税を復活します(「一人一台減免の原則」)。

- ※ 軽自動車税種別割の減免を受けている人は対象になりません。
- ※ 自動車環境性能割がかかるか否かは自動車税事務所へお問い合わせください。

ていしゅつさき
 ≪ 提出先 ≫

くぶん 区分	しんせいしよ 申請書の ていしゅつさき 提出先	しんせいしよ 申請書の ていしゅつさきげん 提出期限	げんめんたいしよぜいがく 減免対象税額 (減免額)
新たに自動車を取得した場合(新規取得)	自動車税 事務所	登録の日 (登録の前に減免要件の確認が必要です)	自動車税種別割 (申請書が提出された月の翌月から月割をもって計算した額) 自動車税環境性能割
			自動車税環境性能割 翌年度からの自動車税種別割
自動車を所有している場合	自動車税 事務所 ・ 各県税 事務所	翌年度の4月1日から納期限内	翌年度の自動車税種別割
		当該年度の納期限後から当該年度の2月末日まで	自動車税種別割 (申請書が提出された月の翌月から月割をもって計算した額)
		減免要件に該当した年度の2月末日まで	自動車税種別割 (申請書が提出された月の翌月から月割をもって計算した額)

※ ④の納期限後の申請書および⑤の申請書の提出期限は、当該年度の2月末日までです。3月は受理できません。

※ 3月1日以後の申請は、翌年度は4月1日から④による申請となります。

《申請に必要な書類》

- (ア) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (イ) 運転免許証（表裏の写しでもよい）
- (ウ) 自動車検査証（写しでもよい）
- (エ) 印鑑（認印でよい）
- (オ) 納税通知書（新規登録の場合は不要）
- (カ) 減免申請書（自動車税事務所または各県税事務所）

本人以外の方が運転されている場合には上記の他に次の書類が必要です。

- (キ) 生計同一証明書または常時介護証明書（障害福祉課または健康福祉政策課にて発行）
- (ク) 自動車の使用目的を証明する書類
 - ・ 生計同一証明書は月1回以上通学、通院、通所、生業のために使用している場合
 - ・ 常時介護証明書は週3回以上通学、通院、通所、生業のために使用している場合

《自動車税（環境性能割・種別割）の問合せ先》

滋賀県自動車税事務所	守山市木浜町2298-2
	電話585-7288 FAX585-7299
南部県税事務所 納税課	草津市草津三丁目14-75
	電話567-5406 FAX566-0439

《軽自動車税（種別割）の減免申請の手続き》

軽自動車については、毎年減免申請の手続きが必要です。申請の時期は、軽自動車税（種別割）納税通知の発送日から納期限の7日前（通常5月24日）の間です。期限後の申請は受付できませんのでご注意ください。

- ※ その年の4月1日の時点において手帳が交付されており、障害内容と車検証の情報が要件を満たす場合減免を受けることができます。
- ※ 普通自動車税（種別割）の減免を受けている場合は、軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。
- ※ 減免を受けられるのは一人につき1台のみです。

《申請に必要な書類》

- (ア) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (イ) 運転される人の運転免許証（表裏の写し可）
- (ウ) 自動車検査証または登録証（写し可）
- (エ) 減免申請書（税務課または市のホームページにて配布）

※本人以外の方が運転されている場合には、上記のほかに次の書類が必要です。

- (オ) 生計同一証明書（世帯が違う場合のみ障害福祉課または健康福祉政策課にて発行）
- ※2年目以降は生計同一申立書（税務課にて配布）
- (カ) 使用目的申立書（税務課にて配布）

問い合わせ： 税務課 電話582-1115 FAX583-9738

(2) その他の税について

	内 容	金 額	問 合 せ
所得税	障害者控除 (本人または配偶者、もしくは扶養親族が 身体障害者手帳3級～6級・療育 手帳Bの人・精神障害者手帳2、3級の 人)	所得控除額 27万円	草津税務署
	特別障害者控除 (本人または配偶者、もしくは扶養親族が 身体障害者手帳1・2級・療育手帳 A1、A2の人、精神障害者保健福祉手帳 1級の人)	所得控除額 40万円	電話 562-1315
	特別障害者と同居の場合	所得控除額 75万円	
住民税	障害者控除（対象は所得税に同じ）	所得控除額 26万円	税務課
	特別障害者控除（対象は所得税に同じ）	所得控除額 30万円	
	特別障害者と同居の場合	所得控除額 53万円	電話
	前年合計所得が135万円以下の障害者	非課税	582-1115 FAX 583-9738

※個人事業税については、南部県税事務所（電話567-5406）、相続税・贈与税については、草津税務署（電話562-1315）にお問合せください。

かくしゅわりびき かくしゅわりびき くわ かくかいしゃ じぎょうしょなど といあわ
(3) 各種割引※各種割引について、詳しくは各会社、事業所等にお問合せください。

■□ タクシー運賃の割引 □■

ない よう 内 容 タクシー乗車時に障害者手帳を提示することで運賃が割引される場合があります。

たい しょう しゃ 対象者 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

とい あわ 問合せ 各タクシー会社にお問い合わせください。

■□ 私鉄バス運賃の割引 □■

ない よう 内 容 民間バスを利用する際、障害者手帳を提示することで乗車運賃が割引される場合があります。

たい しょう しゃ 対象者 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

とい あわ 問合せ 各私鉄バス会社にお問い合わせください。

■□ JR旅客運賃の割引 □■

ない よう 内 容 JRを利用する際、身体障害者手帳および療育手帳を提示することで運賃が割引されます。1種の記載がある人は介護者とともに利用される場合に運賃が割引されます。2種の記載がある人は本人のみ100km以上で割引されます。

たい しょう しゃ 対象者 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者

とい あわ 問合せ 各乗車券販売窓口

■□ 航空運賃の割引 □■

ない よう 内 容 国内線を利用する際、航空運賃が割引されます。

たい しょう しゃ 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人(満12歳以上対象)

とい あわ 問合せ 各航空運送事業者ごとに割引のない場合や割引条件等異なる場合がありますので、詳しくは各事業者へお問い合わせください。

■□ 携帯電話基本料金等の割引 □■

つうしんじぎょうしゃ など 通信事業者 NTTDoCoMo、au、softbank等

たい しょう しゃ 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

とい あわ 問合せ 各携帯電話販売店にお問い合わせください。

■□ もーりーカー利用料金（運賃）の割引 □■

内容 定められた乗降場所から目的地（目的地から目的地を含む）へお送りするデマンド乗合タクシー（「もーりーカー」）の利用料金（運賃）が割引されます。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

※「もーりーカー」を利用するには、事前に利用者登録（無料）が必要です。

問い合わせ：都市計画・交通政策課 電話582-1132 FAX582-6947

■□ 有料道路の通行料金の割引 □■

内容 通勤、通学、通院等の日常生活において、NEXCO等の管理する高速道路や滋賀県道路公社の管理する有料道路（琵琶湖大橋）を利用する場合に通行料金の割引を受けることができます。

- ※ 事前に助成対象を希望する自動車1台を障害者手帳に登録します。登録された自動車での利用のみ割引が適用されます。
- ※ 事業用車両、レンタカー、軽トラック等は登録できません。

対象者

- ①身体障害者手帳第2種の所持者で、自らが運転する場合
- ②身体障害者手帳第1種および療育手帳第1種の人に乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

割引 通行料金が50%割引されます。

申請書類

障害者手帳(原物)、自動車検査証(原本)、
運転免許証(原本) (上記対象者①の人)、
本人名義のETCカード(原物)およびETC車載器セットアップ申込書・
証明書 (ETC利用希望者のみ)

- ※ 自動車検査証の所有者が法人名義の場合はローン証明書が必要です。
ローンが終了している人は必ず名義変更をしてください。

申請場所： 障害福祉課 電話582-1168 FAX 581-0203
問い合わせ： 有料道路ETC割引登録係
電話045-477-1233（平日9時～17時）
FAX045-474-1110

■□ NHK放送受信料の減免等 □■

	ぜんがくめんじよ 全額免除	はんがくめんじよ 半額免除
しんたい 身体 しょうがい 障害	しんたい しょうがいしゃ てちょう しょじしゃ 身体障害者手帳所持者のいる せたいいんぜんいん しみんぜいひかせい ばあい 世帯員全員が市民税非課税の場合	しかくしょうがい ちょうかくしょうがい しんたい ・視覚障害または聴覚障害の身体 しょうがいしゃてちょうしょじしゃ せたいぬし じゅしん 障害者手帳所持者が世帯主かつ受信 けいやくしゃ ばあい 契約者の場合 ・ 1 級または 2 級の身体障害者手帳 きゅう 所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
ちてき 知的 しょうがい 障害	りょういくてちょうしょじしゃ せたいいんぜんいん 療育手帳所持者のいる世帯員全員 しみんぜいひかせいせたい ばあい が市民税非課税世帯の場合	A1 または A2 の療育手帳所持者が世帯 りょういくてちょうしょじしゃ せたい 主かつ受信契約者の場合
せいしん 精神 しょうがい 障害	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ 精神障害者保健福祉手帳所持者の せたいいん ぜんいん しみんぜい ひかせい いる世帯員全員が市民税非課税 せたい ばあい 世帯の場合	きゅう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ 1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者 せたいぬし じゅしんけいやくしゃ ばあい が世帯主かつ受信契約者の場合

※全額免除要件の非課税について：世帯が別でも、同一住所に課税世帯がある場合、対象外となる可能性があります。

申請方法 障害福祉課に申請書類がありますので、障害者手帳と印鑑をご持参のうえ、お越しく下さい。後日当課から、NHK放送局へ送付します。免除が受けられる場合は、NHK放送局から受理通知書が自宅に送付されます。

しんせいばしょ 申請場所	しょうがいふくしか 障害福祉課	でんわ 電話582-1168	FAX 581-0203
といあわ 問合せ	おおつほうそうきよく NHK大津放送局	でんわ 電話521-3083	FAX 521-3086

■□ NTT無料番号案内 □■

内容 次に該当する人は、無料で「104番」番号案内が受けられます。(事前申し込みが必要です)。

- 対象者
- ①次に該当する身体障害者手帳所持者
 - (ア) 視覚障害者 1～6 級
 - (イ) 肢体不自由者(上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1・2 級
 - (ウ) 聴覚障害 2・3・4・6 級
 - (エ) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 3・4 級
 - ②療育手帳所持者
 - ③精神障害者保健福祉手帳所持者

といあわ 問合せ	あんない NTTふれあい案内	でんわ 電話0120-104-174	FAX 0120-000-104
-------------	-------------------	-----------------------	------------------

■ □ ゆうびんぶつ げんめん □ ■
郵便物の減免

ない よう とくてい ゆうびんぶつなど わりびきなど
 内 容 特定の郵便物等で、割引等があります。

ゆうびんぶつ わりびき くわ かくゆうびんぎょくまどぐち たす
 郵便物の割引など詳しくは、各郵便局窓口でお尋ねください

■ □ おも し しせつなど りよう げんめん □ ■
主な市の施設等の利用の減免

つぎ しせつ りよう ばあい つうじょう りようりよう げんめん りよう
 次の施設などを利用される場合、通常の利用料を減免で利用することができます。ただ
 し、施設によっては、別に料金設定がある場合がありますので、利用にあたっては必ず各
 うけつけ かくにん
 受付にてご確認ください。

りようほうほう しょうがいしゅてちょう かくしせつ ていじ
 利用方法 障害者手帳を各施設に提示してください。
 (団体の場合、障害者が半数以上で対象となる場合があります。)

し しせついちらん
 ≪市の施設一覧≫

施設名	所在地	問合せ先 (TEL・FAX)
市民運動公園内施設		もりやまし みんうんどうこうえん 守山市民運動公園 電話：583-5354 FAX：583-5853
市民スポーツ広場	もりやましみやけちょう 守山市三宅町94	
市民体育館	もりやましみやけちょう 守山市三宅町100	
運動公園（人工芝）テニスコート	もりやましみやけちょう 守山市三宅町150	
市民球場	もりやましいしだちょう 守山市石田町335	
ソフトボール場	もりやましいしだちょう 守山市石田町335	
守山町公園テニスコート	もりやましもりやまふんちょうめちさき 守山市守山四丁目地先	
野洲川立入河川公園	もりやましだていりちょうちさき 守山市立入町地先	
地域総合センター グラウンドやテニスコート等	もりやましやじまちょう 守山市矢島町3091	てんわ 電話：585-4822 FAX：585-5254
美崎公園パークセンター	もりやましいまはまちょう 守山市今浜町2870-2	てんわ 電話：585-4280 FAX：585-4280
ビッグレイク (野洲川歴史公園サッカー場)	もりやましはっとりちょう 守山市服部町2439	てんわ 電話：584-3366 FAX：585-5190
エルセンター (生涯学習・教育支援センター)	もりやましかつべさんちょうめ ばん ごう 守山市勝部三丁目9番1号	てんわ 電話：583-5558 FAX：583-5556
もりやまエコパーク交流拠点施設	もりやましかんきょうがくしゅうと し せんげん 守山市環境学習都市宣言 きねんこうえん ばんち 記念公園1番地1	てんわ 電話：584-4693 FAX：584-4828

おも けんりつしせつなど りょう げんめん
■□ 主な県立施設等の利用の減免 □■

つぎ しせつ りょう ばあい つうじょう りょうりょう げんめん りょう
 次の施設などを利用される場合、通常の利用料を減免で利用することができます。ただ
 し、施設によっては、別に料金設定がある場合がありますので、利用にあたっては必ず各
 しせつ べつ りょうきんせってい ばあい りょう かなら かく
 受付にてご確認ください。

りょうほうほう しょうがいしやてちょう かくしせつ ていじ
 利用方法 障害者手帳を各施設に提示してください。

けんりつしせついちらん
 ≪県立施設一覧≫

しせつめい 施設名	しよざいち 所在地	TEL	FAX
びわこはくぶつかん 琵琶湖博物館	くさつしおろしもちょう 草津市下物町1091	568-4811	568-4850
きんだいびじゆつかん 近代美術館	おおつしせ た みなみおおがやちょう 大津市瀬田南大萱町 1740-1	543-2111	543-2170
とうげい もり 陶芸の森	こうがししがらきちやうちやくし 甲賀市信楽町勅旨 2188-7	(0748) 83-0909	(0748) 83-1193
あづちじやうこうこはくぶつかん 安土城考古博物館	おうみほちまんしあづちちやうしもとようら 近江八幡市安土町下豊浦 6678	(0748) 46-2424	(0748) 46-6140
さめが い ようそんじやう 醒井養鱒場	まいばらしかみにゆう 米原市上丹生	(0749) 54-0301	(0749) 54-0302
おく もり 奥びわスポーツの森 グランドゴルフ場	ながはましはやさきちやう 長浜市早崎町1667	(0749) 72-2548	(0749) 72-2548

ちゅうしゃじやう ちゅうしゃりょう げんめん りょう ばあい かく
 ※駐車場の駐車料の減免で利用できる場合がありますので、詳しくは利用される施設
 ちやくせつ かくにん
 に直接ご確認ください。

じやうきがい こうきやうしせつ にゆうかんりやうなど わりびき ばあい かく
 ※上記以外にも、公共施設の入館料等を割引している場合がありますので、詳しくは
 りょう しせつ ちやくせつ かくにん
 利用される施設に直接ご確認ください。

けんりつしょうがいしやふくし
 県立障害者福祉センター

プール、体育館、トレーニング室、アーチェリー場などの施設が利用できます。また、
 センターでは、くんれんなど じっし しょう しょう しょう
 訓練等の実施、スポーツ、レクリエーションの指導、ボランティアの養成等
 おこな
 を行っています。

りょうりょうきん しょうがいしや かいじよしや めい むりやう いっぱん ひと ゆうりょう
 利用料金 障害者と介助者1名は無料。一般の人は有料。

問いあわせ けんりつしょうがいしやふくし
 問合せ 県立障害者福祉センター TEL564-7327 FAX564-7641

5. その他割引・支援サービスなど

※ 各種割引について、記載内容と異なっている場合がありますので、詳細は各会社、事業所等にお問い合わせください。

■□ 駐車禁止除外指定車標章 □■

次の障害のある人に対しては、駐車禁止区域内（法定禁止区域を除く）でも他の交通の妨げにならない限り駐車できる標章が交付されることがあります。（駐停車禁止場所では使用不可）

対象者

- ・身体障害者手帳所持者で歩行困難な人（障害の区分により該当する級が異なります。）
- ・療育手帳所持者でAの人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

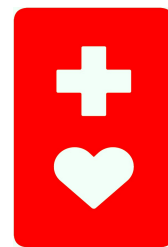
申請 詳しくは警察署にご確認ください。

問い合わせ：守山警察署 電話583-0110

■□ ヘルプマーク・ヘルプカード □■

※ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人や、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるためのマークです。



※ ヘルプカード

ヘルプカードは障害のある人等が主に外出時に困りごとが起こったとき、「困っている」ことや「手助けがほしい」ことを周囲の人に伝え、障害特性に応じた支援を受けやすくするためのカードです



配布先： 障害福祉課、健康福祉政策課

■□ 身体障害者標識（四つ葉マーク） □■

肢体不自由の障害のある人が運転する場合のマークで、運転免許証に障害に基づく条件（義足・義手等）のついている人が対象です。

問い合わせ： 守山警察署 電話583-0110



■□ 聴覚障害者標識（蝶（ちょう）マーク） □■

補聴器をつけても10メートルの距離で90デシベルの警音器が聞こえない人が運転する場合のマークです。表示しない場合、道路交通法違反になります。

問い合わせ： 守山警察署 電話583-0110



■□ 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度 □■

障害者や高齢者など、移動に配慮が必要な人が使いやすい駐車場とするため、車いすマーク等の駐車区画をご利用いただくための利用証を交付する制度です。

対象者 身体障害、知的障害、精神障害、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで移動に配慮が必要な人。

《 車いすを利用している人 》



《 歩行が困難で移動に配慮が必要な人 》



【参考】車椅子マークは車椅子の保管場所の表示や広く障害者の存在を示すためのもので、法的な効力はありません

問い合わせ・申請窓口 滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話：528-3512
メール：ea00@pref.shiga.lg.jp

自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給

自動車事故により、脳・脊髄または胸部腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、常時または随時の介護を必要とする人に介護料が支給されます。支給金額は障害の程度に応じて月額で支給されます。

【対象者】

- 常時介護の人(自賠法施行令による「介護を要する後遺障害等級別表第一第1級」の認定を受けている人等)
- 随時要介護の人(自賠責保険等による「介護を要する後遺障害等級別表第一第2級」の認定を受けている人等)

問合せ：独立行政法人自動車事故対策機構滋賀支所
電話077-585-8290 FAX077-585-8291

交通遺児等の育成資金の貸付

自動車事故で亡くなられたり、重度後遺障害が残った場合に、その家庭のお子さん(義務教育終了前)を対象に無利子で育成資金が借りられます。

問合せ：独立行政法人自動車事故対策機構滋賀支所
電話077-585-8290 FAX077-585-8291

郵便等による不在者投票

選挙で投票所まで行くことが困難な場合、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けると、郵便等による不在者投票ができます。

対象者

- 身体障害者手帳所持者で、その手帳に
 - 両下肢もしくは体幹の障害もしくは移動機能の障害が1・2級と記載されている人
 - 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸もしくは小腸の障害が1・3級と記載されている人
 - 免疫・肝臓の障害が1～3級と記載されている人
- 戦傷病者手帳所持者で、その手帳に
 - 両下肢もしくは体幹の障害が特別項症から第2項症までと記載されている人
 - 内臓機能障害が特別項症から第3項症までと記載されている人
- 上記①・②以外の人で①・②に掲げる障害程度に該当すると県知事が書面により証明された人

問合せ：守山市選挙管理委員会 電話582-1111 FAX582-0539

■□ FAX およびメール 110番 □■

聴覚、言語障害のある人ために、電話による110番通報にかわる手段としてファックスおよび携帯電話のメール利用による緊急通報ができます。

※ 事前に登録が必要です。

【FAX110番】 077-526-0110

【聴覚障害者メール110番】（滋賀県警）事前登録用アドレス mail110@shiga110.jp

問合せ： 滋賀県警察本部 電話522-1231

■□ NET119緊急通報システム □■

聴覚、言語障害のある人のために、携帯電話・スマートフォンで緊急通報ができるシステムです。

※ 事前に登録が必要です。

問合せ： 湖南広域消防局災害管制課 電話552-8119 FAX552-5050

■□ 電話リレーサービス □■

聴覚や発話に困難のある人と、聞こえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。

※ 聴覚や発話に困難な人が利用する場合、事前登録が必要です。

問合せ： 一般財団法人日本財団電話リレーサービス
電話03-6275-0910 FAX03-6275-0913

■□ 耳マークカード □■

聴覚に障害のある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、病院・銀行・官公庁などの窓口で直接手招き等動作での呼びかけを依頼できる「耳マークカード」を発行します。対象者 身体障害者手帳を所持する聴覚障害者または聴力の低下その他の理由により、音声のみでは円滑なコミュニケーションが困難である人。

申請書

問合せ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203



■□ 身体障害者補助犬 □■

身体障害者補助犬法の施行により、盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴で、公共的施設や交通機関、不特定かつ多数の人が利用する施設(スーパーやレストランなど)を利用できます。

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

■□ 字幕入りビデオの貸し出し □■

テレビ番組などに字幕、手話を挿入したビデオテープを(ライブラリーに備え、)聴覚障害者からの依頼に応じて貸し出しを行います。
利用申込 滋賀県立聴覚障害者センターに申し込んでください。

問い合わせ： 滋賀県立聴覚障害者センター 電話561-6111 FAX565-6101

■□ 介護マーク □■

介護する人が介護中であることを周囲に理解してもらうための「介護マーク」を配布しています。

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・障害のある方を介護するときなど



配布先

地域包括支援センター(すこやかセンター内1階)

※令和5年8月に守山市役所新庁舎に移転予定

南部地区地域包括支援センター(エルセンター敷地内)

中部地区地域包括支援センター(すこやかセンター内)

北部地区地域包括支援センター(北公民館内)

問い合わせ： 地域包括支援センター 電話581-0330 FAX581-0203

■□ 在宅障害者の歯科治療について □■

歯科医師会のウェブサイトでは、障害に応じた対応が可能な歯科医院を紹介しています。
また、障害者の歯科治療に関する相談を受け付けています。

ウェブサイト 「草津栗東守山野洲歯科医師会」で検索してください

提供^{ていきょう}する情報^{じょうほう}

- ① 外来診療^{がいらいしんりょう}での車椅子^{くるまいすたいおう}対応^{かろう}可能^し歯科医院^{かいいん}
- ② 障害者^{しょうがいしゃ}訪問^{ほうもん}歯科診療^{しんりょう}の対応^{たいおう}歯科医院^{し か いいん}
- ③ 知的^{ちてきしょうがいしゃ}障害者^じ（児）および精神^{せいしんしょうがいしゃ}障害者^じ（児）の治療^{ちりょう}可能^{かろう}歯科医院^{し か いいん}

問^と合^あせ^わ： すこやか生活^{せいかつか}課^{でんわ} 電話^{でんわ}581-0201 FAX581-1628

問^と合^あせ^わ： 草津栗東守山野洲^{くさつりつとうもりやまや す し か い し か い}歯科医師会^{ざいたくし か いりょうれんけいしつ} 在宅^{ざいたく}歯科医療^{し か いりょうれんけいしつ}連携^{れんけいしつ}室^{むろ}
月^{げつ}～金^{きん} 9時^じ～12時^じ 電話^{でんわ}581-3355 FAX581-3370